

募集要領

1 委託業務名称

ＳＧ第７３回ボートレースダービー集客イベント及び広告宣伝等運営管理業務

2 実施期間

契約締結日から令和８（２０２６）年１１月３０日(月)まで

3 業務目的（委託業務内容の詳細は仕様書に記載）

ＳＧ第７３回ボートレースダービー（令和８（２０２６）年１０月２７日（火）～１１月１日（日））の開催にあたり、本開催レースを盛り上げる集客イベント・効果的な広告宣伝について、指定する内容に沿った取り組みを企画・実施するもの。

4 事業者の募集等について

事業者は、５の条件を満たす事業者を対象として募集し、選考により決定する。

事業者の募集は、尼崎市公営企業局の公式ホームページに掲載することにより行う。

5 参加資格条件

選考に参加することができる事業者は、次に掲げる(1)から(6)の条件を全て満たす事業者とし、これらを満たさない事業者の応募の場合は、応募用紙を受け付けない。

なお、受付後に当該事実が判明した場合においては、企画提案内容の中身にかかわらず選外とし、それが契約後に判明した場合においては、その段階で契約を取り消し、それまでの業務に要した一切の費用は負担しない。

- (1) 尼崎市契約規則第４条に定める競争入札参加有資格者名簿に登録されている事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。
- (3) 尼崎市から入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第２条第２項に規定する暴力団をいう）または暴力団員（同条例第２条第３号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（同条第２条第４号に規定する暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者をいう）に該当しないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中の事業者でないこと。
- (6) 本業務を一括再委託しない者であること（ただし、業務の一部を委託する場合（単なる紙面等への掲載委託等を除く）についてあらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない）。

6 参加手続

選考への参加を希望する者は、次のとおり書類の提出等を行うこと。

- (1) 応募時に提出する書類等

ア 提出書類

「SG第73回ボートレースダービー集客イベント及び広告宣伝等運営管理業務に係るプロポーザル応募用紙」

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限

令和8（2026）年7月28日（火）正午（郵送可）

エ 提出先

尼崎市公営企業局ボートレース事業部開催運営課

(2) 応募後に提出する書類等

ア 提出書類

(7) 企画提案書

ページ数は問わないが、A4縦とし、両面コピーを徹底すること。記載内容については仕様書を参照のこと。

(4) 見積書（仕様書に定める総額の範囲内）

仕様書に基づく業務にかかる総費用について、項目別に内訳を詳細に明記すること。書式は自由とする。見積書記載の宛名は「尼崎市公営企業管理者」とし、事業所名及び代表者職名を記載の上押印すること。また、見積金額は、消費税相当額を含まない金額とし、別途消費税を記載すること。

イ 提出部数

各10部（見積書は1部原本、残りは写し）

ウ 提出期限

令和8（2026）年8月14日（金）正午（郵送可）

エ 提出先

尼崎市公営企業局ボートレース事業部開催運営課

(3) その他

ア 選定・非選定にかかわらず、提出された企画提案書等の返却は行わない。

イ 選定・非選定にかかわらず、提出された企画提案書等の制作にかかる経費は、全額参加事業者が負担するものとする。

ウ 提出された企画提案書等は、尼崎市情報公開条例に基づき開示する場合がある。

7 質問の受付及び回答

本仕様書についての質疑は、電子メール（質問様式は自由）で行うこと。

(1) 受付期限

令和8（2026）年7月28日（火）正午

(2) 質疑回答予定日

令和8（2026）年7月30日（木）

※ 質疑書提出者及び応募全事業者に電子メールで回答する。上記受付期限後の質疑には回答しない。

8 審査方法について

(1) 審査・選定方法

審査は、応募資格を満たしている事業者の提案書類に基づくプレゼンテーション審査により行い、最も得点の高かった事業者を契約予定者として選定する。

ア プレゼンテーション審査の予定日

令和8（2026）年8月17日（月）

※時間については、審査対象となる事業者に対し別途連絡する。

イ 場所

BOATRACE 尼崎スタンド7階会議室1

ウ プレゼンテーション方法

企画提案書等に基づき、各事業者がその内容や期待出来る効果等について説明した後、審査員の質疑に回答する。なお、時間は、企画書の説明を30分間、質疑応答を10分間で予定している。

(2) 評価基準

評価項目及び点数	評価の視点
各種イベント集客業務等 （仕様書のⅡ-1・5・6・7を参照） 【0～30点】	・SG競走の熱狂に相応しく、興味を惹きつける、話題性と集客効果の高い内容であるか。 ・ステージイベントは、性別や年代問わず幅広い層に訴求できるものであるか。 ・保護犬・保護猫活動を広く周知できる内容となっているか。 ・オリジナル記念舟券イベントを用い、キャッシュレス化の向上に繋がる内容となっているか。 ・地域イメージ向上に繋がるような子供の遊び場を設置し、安全管理体制が整っているか。
セレモニーの演出・運営 （仕様書のⅡ-2を参照） 【0～20点】	・本場の特性を活かし、他場には真似ができない、観客が湧くような演出となっているか。 ・各セレモニーは、観客が盛り上がる演出となっているか。 ・準備・リハーサル・本番・撤収までの工程が、レース進行を妨げない範囲となっているか。 ・公営競技の式典や、大規模な表彰式の運営実績があり、特有のルールやマナー（選手への配慮等）を熟知しているか。
装飾・作成・設置撤去業務 （仕様書のⅡ-3を参照） 【0～20点】	・本場の特性を活かし、他場には真似ができない装飾となっているか。 ・全国のファンを迎え入れるSG競走に相応しい場内装飾であるか。 ・これまでの枠組みにとらわれないボートレース場内の装飾を考案しているか。 ・場内装飾等は、迅速かつ確実に作製・納品できる体制であるか。

各種広報関係業務 (仕様書のⅡ - 4・9・10を参照) 【0～10点】	・各種広報物品は、迅速かつ確実に作製・納品できる体制であるか。 ・最高峰のレースを情報を正確かつ、迅速に発信できるようなメディアルームができているか。 ・SG競走開催の認知度を高め、売上を最大化させるようなプロモーションとなっているか。
各種サービス業務 (仕様書のⅡ - 8を参照) 【0～10】	・魅力的なデザインかつ、本場集客に繋がるようなオリジナルグッズ（ノベルティ）となっているか。 ・記念品等の製作にあたっては、喜ばれるものであり、ボートレース尼崎のイメージアップに繋がるものとなっているか。
その他 (仕様書のⅢ - 1を参照) 【0～6点】	・仕様書の指示事項以外にも、積極的に独自アイデアを盛り込み、提案できるかどうか。 ・提案書は、具体的に『どのような対象に』、『どのような効果を期待したものか』について、それぞれ客観的な理由やデータ等が付されているか。
経済性・効率性 (仕様書のⅠ - 9を参照) 【0～4点】	・提案額が提案上限額の90%未満（4点） ・提案額が提案上限額の90%以上95%未満（2点） ・提案額が提案上限額の95%以上（0点）

※契約候補者の決定は、評価者全員の総合計点で最も高い応募事業者とする。

※評価の結果、同点数であった応募事業者が複数の場合は、評価者の評価で1位を多く獲得した応募事業者を契約候補者として選定する。

※応募が1者の場合であっても企画提案書を審査し、その結果、企画提案書の内容が仕様書等を満たしていると認められた場合には、その応募事業者を契約候補者として選定する。

※評価者全員の総合計点で、5割に満たない場合は選定しない（下記の「地域経済の活性化」の加点分は加味しない）。

※地域経済の活性化（市内事業者要件、市内在住者雇用）

・市内事業者要件

- ・市内事業者（グループの場合は構成員のうちのいずれかが市内事業者）であれば、合計点に10%の加点を行う。
- ・準市内事業者（グループの場合は構成員のうちのいずれかが準市内事業者）であれば、合計点に5%の加点を行う。

市内事業者とは、尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者。

準市内事業者とは、尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者。

市外事業者とは、市内事業者、準市内事業者以外の事業者。

・市内在住者雇用

市内、準市内、市外事業者関わらず市内在住者の雇用提案があれば、合計点の5%の加点を行う。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、次のとおり各応募事業者に書面にて通知する。

結果通知予定日 令和8（2026）年8月19日（水）

9 契約保証金の納付について

尼崎市公営企業局契約規程の規定により準用する尼崎市契約規則第31条により、契約保証金（契約金額の100分の5以上）の納付が必要となる。ただし、同規則第32条各号に該当する場合は契約保証金の納付は免除する。

なお、契約保証金については契約期間における業務がすべて完了した際に還付する。

10 その他

- (1) 選定・非選定に関わらず、提出された企画提案書等の返却は行わず、提出された企画提案書等の制作にかかる経費は、全額参加者事業者が負担するものとする。
- (2) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権等、一切の権利は尼崎市に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (4) 企画提案書等を採用した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではなく、業者決定後に企画内容についての調整を行うため、最終内容決定後、見積書を再提出し、契約を締結する。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度速やかに尼崎市と協議を行い決定する。
- (6) 本仕様書記載の委託業務が原因で発生した事故については、受託者が責任を負うものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項または計画の変更の必要性もしくは疑義が生じた事項については、尼崎市と受託者の双方が協議して処理する。
- (8) その他、本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

11 問い合わせ先

尼崎市公営企業局ボートレース事業部開催運営課 （担当：山科・岩崎）

電話：06-6419-3181

住所：〒660-0082 兵庫県尼崎市水明町 199-1

アドレス：ama-boat-kaisaiune@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上